

平成 28 年 6 月 29 日
こども未来部保育計画課

平成 28 年度第一回江東区こども・子育て会議保育専門部会での 議事の概要及び決定事項について

平成 28 年 4 月 20 日開催の、第一回江東区こども・子育て会議保育専門部会における議事の概要及び決定事項について下記のとおり報告する。

記

1 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令への対応について

待機児童対策として、保育の担い手たる保育士の確保が強く求められる中、保育所の職員配置に係る特例として、この 2 月に国から改正省令公布がなされた。これを受け、本区条例の改正の是非及びその内容について議論がなされた結果、改正省令に準ずる形で条例を一部改正することとし、江東区議会第二回定例会に提出し議決を得たところである。

なお、改正の概要については以下のとおりである。

(改正の概要)

小規模保育事業 A 型及び保育所型事業所内保育事業の職員配置に関する次の特例を規定

- ① 朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例
朝夕など、児童が少ない時間帯において、保育士の配置が 2 名必要な場合、うち 1 名は有資格者でなく「保育士と同等の知識及び経験を有すると区長が認める者」でよいものとする
- ② 幼稚園教諭及び小学校教諭並びに養護教諭の活用に係る特例
上記有資格者を保育士としてみなすことができるものとする
- ③ 保育所における保育の実施にあたり必要となる保育士配置に係る特例
8 時間を超えて開所すること等により、基準上必要となる保育士数を超えて職員を確保し運用する場合、その基準を超えて確保した職員については「保育士と同等の知識及び経験を有すると区長が認める者」を保育士としてみなすことができる
- ④ ②及び③の特例を適用する場合の条件
保育を実施する各時間帯において必要となる保育士の数は、その 3 分の 2 は、有資格者でなければならないものとする